

血液採取-DNA鑑定を 強行した 警察病院彈劾!

デッチ上げ弾圧を狙う
警視庁・検察庁・簡裁・警察病
院に報復する

解放派弾対部

東京都杉並区下高井戸1-34-9

TEL 03-3329-0167

■ だまして強行した血液採取を許さない

11月1日、警視庁公安部は、A同志を「4月、茨城県の宿泊施設に虚偽の氏名で宿泊した」として「有印私文書偽造・同行使」罪で不当逮捕した。同志は完全黙秘—非転向の闘いで警視庁公安を圧倒した。同志の闘いに打ちのめされた警視庁公安は11月10日、新たなデッチあげを目論んで暴力的に同志の血液採取を強行した。

同志を「検事調べ」とだまして連れ出して警察病院に連行した。そして東京簡裁裁判官が出した「鑑定処分許可状」のみを提示し、強制処分の場合に必要としている「身体検査令状」は提示していない（刑訴法218条、225条）。

「血液採取を拒否する」と言う同志に対して、警官どもは同志の両腕を抱かえ宙づりにし、採血室に強制的に引きずり込んだ。採血ベッドの上で5人の公安が身体を抑え込んでくる。同志は「デッチ上げ弾圧は許さないぞ」「やめろ」と叫び続け腕をねじり全力で抵抗するが、警察病院の医者は右腕の筋肉に注射針を突き刺す。しかし採血できなかった医者は再度針を突き刺し血を抜き取ったのだ。そのため、同志は採血された右腕がしびれて震え、マスクをしようとしても腕は口の位置まで上がらなかった。腕の痛みは1週間以上も続いた。

簡裁裁判官が「許可」し、国家暴力を発動して血液を強制採取したことを徹底弾劾し、かららず報復する。

■ 血液を返せ 血液データを破棄せよ

今回の弾圧で警視庁公安は強制採血し、これをDNAデータベースとして「管理・運用」し、でっち上げ弾圧に活用しようとしている。同志の完全黙秘－非転向の闘いによって敗北し、釈放するしかなかったにもかかわらず、国家権力は採血した血液の鑑定情報をDNAデータベースに登録したままだ。

DNAからは遺伝情報だけではなく膨大な個人情報が得られる。したがってDNA個人情報を当事者の意思を無視して取得することは許されない。まして国家暴力を発動し、強制採血をおこないデータベース化することは絶対に許さない。

A同志に対して警視庁公安は、「半世紀にわたり非公然活動」「非公然組織の幹部」と大キャンペーンし、広島サミット戒厳令下で開始された4・20「私文書」弾圧から8・14「私文書」再逮捕とうち続く「私文書」罪の乱発攻撃として11・1弾圧を強行した。しかも「私文書」罪弾圧で血液採取とは前代未聞である。

この弾圧の目的は同志に暴行を加え、血を抜き取りデッチ上げ弾圧を行い、非公然・非合法の闘いを根絶することだ。国家権力は労働者人民が権力に知られることなく闘いに立ち上ることが（闘いの非公然性）を心底恐れているのだ。それとともにこの弾圧は、パレスチナ人民大虐殺攻撃のさなか、イスラエルを支援する11・7のG7外相会合を前に「革労協は機関紙で東京で開かれるG7外相会合に反対の声明を出している」などのキャンペーンと一体の政治弾圧だ。

腐敗まみれの岸田政府の政治危機は底なし。この危機の打開をかけて国家権力は治安弾圧を激化させ、戦争に突撃しようとしている。

われわれはこの弾圧を凶行した警視庁公安・検察・簡裁・警察病院が国家暴力をもって血液採取を強行したことを絶対に許さない。この弾圧と真っ向から闘い、治安弾圧機構を解体し、戦争突撃を阻止する。このビラを読まれたみなさん。ともに闘いましょう。

(2023・12・21)